

平成 29 年 12 月 15 日の教育委員会会議において、12 月 11 日に横浜市いじめ問題専門委員会から出された答申を「公表ガイドライン」として運用していくことが了承されました。

つきましては、同日付で、この答申を「公表ガイドライン」として運用を開始します。

エ 意向確認のための期間	13
(3) 公表の手順	14
4 調査結果の公表に際した個人情報保護について	14
(1) 総論	14
ア 文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」 について	14
イ 情報公開条例等について	15
ウ 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮について	15
(ア) 特定人基準について	15
(イ) 権利利益侵害について	16
(2) 具体的な論点について	17
ア 事実調査の根拠の取扱い	17
イ いじめの具体的内容の取扱い	18
ウ 個人識別情報を公表する場合の取扱い	19
エ 地域を限定する情報の取扱い	20
オ 内面（申立内容、発言内容等）の取扱い	22
カ 報道機関により公表された情報の取扱い	23
キ センシティブ情報（要配慮情報）の取扱い	24

傷つけることになってはならない。そのための方策をできる限りとることが望ましい。」

このようなメッセージを、公表の際に、入れることが望ましい。

イ 公表する時期

調査報告書が提出され、後述(2)の関係者の意向確認後は、できるだけ速やかに公表することが望ましい。公表によって、事実と異なるうわさや憶測が広がることが抑制されることも期待できるため、速やかな公表が望ましい。

ウ 公表する期間

ホームページ上で公表するのであれば、上記2(2)の弊害を回避するためにも、公表期間をあらかじめ決めておく必要がある。

再発防止のための取組の一環としていじめの実態やこれに対する対処を広く市民と共有するという公表の目的から、市民が公表版を入手し、いじめ問題について話し合い、考えを深める手がかりとするために必要な期間と、公表期間が長期に及び、抽象化されているとしても関係者の個人的な体験が広く知られる状態が続くことによる弊害とを考量すると、公表期間は、6か月程度を基本とするのが相当と考えた。

なお、公表期間中であっても、被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することもあり得る。

(2) 公表する場合の関係者の意向確認

ア 被害者側の意向確認ないしは同意について

いじめを受けた児童生徒及びその保護者（以下「被害者側」という。）には、公表についての意向を可能な限り確認すべきである。もっとも、必ず

しも明確な同意がなければ公表しないとするものではなく、同意が得られない場合でも、少なくとも、調査により確認できたいじめの有無及び再発防止策については公表し、全ての調査報告書について公表版を公表することが望ましい。

いじめ防止対策推進法の被害者救済の趣旨を考えれば、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切である。

もともと、被害者側の同意がなければ、調査結果について一切の報告ができないとすることは、公表の目的にかなわないと考える。いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無及び再発防止策について公表することにより、広く市民がいじめについて考える機会や資料を提供することになる。また、国のガイドラインでも、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」としているが、同意を要件とするとはされていない。

なお、いじめの認定ができない場合でも、保護者との対応は十分だったのか等、考察の対象とすべき点があり得るので、やはり、公表する意義が認められると考える。

さらに、提出された調査報告書のうちで、公表するものとししないものを分けた場合、その判断が恣意的になるおそれがあることも指摘できる。

以上の検討から、被害者側の意向は確認すべきだが、同意を要件とまではせず、被害者側の意向も踏まえて、公表の内容を精査・限定し、あるいは工夫した上で全ての件について公表することが望ましい。

イ 他の関係児童等への説明について

被害者側以外の関係児童生徒及びその保護者（いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者（以下「加害者側」という。）を含む。）に対しても、公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、

同意を得ることまでは必要ないと考える。

いじめの具体的内容は、当該行為を受けた側の情報であると同時に、当該行為を行った側の情報という側面もあり、一方が公表を望んでも、他方は公表を望まない場合も考えられる。

この点、加害者側といっても市民であり、成長過程にある児童生徒であるから、加害者側と指摘された者についても、公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めることが望ましい。また、実際には、加害者側やその他の関係児童生徒に対する手当や指導は、学校等が実施しており、公表がこのような指導等に差し支えないよう配慮すべきである。

ウ 子どもの意向について

「いじめ」は子ども自身の身近な問題であることから、意向確認の際には、丁寧に説明すれば理解ができるおおむね10歳程度を目安として、保護者だけでなく、子ども（児童、生徒）本人にも、きちんと説明をした上で、公表についての意向を確認し、尊重することが望ましい。

子の意見表明権という考え方があり、家庭裁判所であっても、なるべく子どもの意見を聞くようにしている。いじめについて公表することの意味や目的、弊害について考えることができる年齢に達していれば、可能な限り、本人の意向を踏まえるべきである。そこで、おおむね10歳程度か、少なくとも中学生以上であれば、丁寧に説明をした上で、公表についての意向を確認することが望ましい。

エ 意向確認のための期間

上記(2)アないしウのとおり、意向確認や説明は、慎重かつ丁寧に実施するよう努めることが望ましいが、多数の保護者・児童生徒に対応する必要がある事案も想定される。他方で、上記(1)イ記載のとおり、速やかな公表に

も意義が認められる。そこで、調査報告書の提出からおおむね2週間程度を目処として、この間に明確に被害者側の同意や関係者の理解を得ることができなかつた場合には、この状況を踏まえて、上記(2)ア記載のとおり、公表する内容を精査・限定して作成した公表版を公表することとなることはやむを得ない。

(3) 公表の手順

公表版は、調査報告書の提出を受けた教育委員会が作成し、公表版の公表について、被害者側・加害者側それぞれの保護者、児童生徒へ説明することとなる。当事者の意向を受け、公表版を一部修正することもあり得るが、最終的には、公表による不利益を最小化するとともに、再発防止という公表の目的にかなう内容となるよう教育委員会が作成の責任を持つべきである。

4 調査結果の公表に際した個人情報保護について

(1) 総論

ア 文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」について

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」は、その第8「個人情報の保護」において、調査結果の公表に際した個人情報保護について次の2点の指摘をしている。

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置

者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 情報公開条例等について

上記ガイドラインは、各地方自治体の情報公開条例等に従うということを示しているが、これに関して、情報公開条例第7条第2項は、「実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。」と規定し、同条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として非開示とする旨規定している。

そこで、上記国のガイドライン及び上記条例等を踏まえ、公表内容について議論した。

その結果、「情報公開条例等に照らして判断すること」については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会で過去になされた判断（答申）を参考とし、併せて、他都市の答申例、裁判例についても参考とすることとした。

ウ 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮について

加害・被害双方の子どもたちの人格を守る、子どもたちの将来においての成長を守るという視点は、公表範囲を考える上で配慮すべきである。

(7) 特定人基準について

校が特定されるおそれがあるので、地域性に関する情報には配慮するべきである。

オ 内面（申立内容、発言内容等）の取扱い

個人識別ができない場合でも、個人情報の観点から保護を必要とする場合が考えられる。情報公開条例は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非開示と定めている（第7条第2項第2号本文後段）。すなわち、権利利益の侵害とされる場合である。

過去の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申では、学校の児童に対して行った聴き取り調査の開示請求に関するものがある（答申第497号平成19年5月25日）。

非開示とした答申の理由としては、特定の個人が識別される可能性は低いとしても、このような聴き取り調査は、通常、当該情報について他の者に安易に漏らすことのないように十分配慮した上で行われるものであるため、調査に協力した児童は、その発言内容が聴き取り内容として、そのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられるとして、開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童にとってその人間関係に支障をきたすおそれが出てくるなど、当該児童の健全な発育に与える影響にも配慮する必要があるとして、子どもたちの権利利益を侵害するとして非開示を妥当としている。他の自治体の答申にも同様の判断をしているものが見られる。

これは、行政サイドから見ると、公表されないという前提で聴き取りされたものが公表されるとなると、児童生徒が真実を伝えなくなり、真実の解明がうまくいかず、行政がいじめ防止目的のために調査をするという行政の目的が達成されなくなるので、行政運営情報（事務事業情報）として

非開示となるという非開示理由にも該当する（情報公開条例第7条第2項第6号）。

いじめに関する生徒のアンケート調査の作文については、高等裁判所の判例がある（東京高裁平成11年8月23日判決）（資料1参照）。

すなわち、自殺した生徒の保護者が、事件後に学校が生徒に作成させた作文について、本人情報であるとして開示を求めたが、①本件作文は開示を予定して作成されたものではなく、開示することは教師と生徒との信頼関係を失い、今後の生活指導上の支障が生じる（行政運営情報）という点と、②作文には人格が表れており、内面・心情に当たるので作文を書いた子どもの個人情報でもあるという点から、非開示を妥当としている。こうした過去の判例や答申の考え方は踏まえるべきである。

カ 報道機関により公表された情報の取扱い

いじめの問題が新聞、テレビなどで取り上げられた場合、その事実をもって「慣行として公にされている情報」（情報公開条例第7条第2項ただし書）として、全てを公表するべきであろうか。

慣行として公にされている情報（いわゆる「公知の事実」）については、マンションの耐震強度不足が全国紙で問題としてとりあげられた事案について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第1074号平成25年1月11日）において、新聞等報道機関により公表された情報に関して、新聞等で報道されたことにより、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、そのことをもって当該情報の全てが将来にわたり一般に公にされている情報であるとはいえず、報道発表の時点から時間が経過すれば、それとともに事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等は薄れていき、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくものと認められるとしている（内閣府情報公開・個人情報

保護審査会平成 22 年度（行情）答申第 206 号及び第 207 号参照）。

過去の報道についてはこのような考え方ができるとしても、現在進行中の「一時的に公知の状態」に置かれている報道についてはどのように考えるべきだろうか。

これについては、個人に関するある情報が報道などにより流通過程に置かれることと、行政機関が行政文書の公開ということで情報を開示するということは、同一の情報を扱っているように見えても、当該情報の信用性、意義、評価について大きく異なることもあり得るという点を考慮すべきである（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成 13 年度答申第 14 号参照）。

すなわち、新聞等で報道されたことによって直ちに「慣行として公にされている情報」になったと考えるべきではないし、新聞等の報道内容を行政機関である市が追認して公表すると、それによって報道内容に信用性、意義、評価に新たな裏付けを提供することになってしまうことを慎重に考えるべきである。

キ センシティブ情報（要配慮情報）の取扱い

いわゆるセンシティブ情報には、例えば「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」（個人情報保護条例第 8 条第 3 項）が該当する。センシティブ情報の規定は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律には規定がないが、国の立法に先行して地方自治体がこれらの保護を先行して定めたという経緯があった。

これについては、平成 29 年 5 月施行の改正個人情報保護法等において「要配慮情報」の取扱いが立法化され、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、

偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」(改正個人情報保護法第2条第3項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項)が規定され、地方自治体についても要配慮情報に関する条例の整備が検討されている。

本市の現行のセンシティブ情報についても、改正法の要配慮情報も、直接には個人情報としての取扱いの規定であって、情報公開請求や個人情報開示請求に関する公開、開示の範囲を規定するものではない。

しかし、いじめ問題について、これらの個人の内面に関する個人情報や社会的差別につながる個人情報が含まれる場合には、公表に際しては、慎重に対応すべきである。また、センシティブ情報(要配慮情報)に含まれるかどうかについて議論のあるものについても同様に考えるべきである。

慎重に扱うべき理由は、第1に、センシティブ情報(要配慮情報)がいじめに関係していることを公表すると、そのセンシティブ情報(要配慮情報)の事実が、個人識別の手掛かりになるおそれがあることである。

第2は、個人識別につながらなくても、個人の内面に関する情報や社会的差別の原因となる情報が公表、流通すること自体が、関係者に影響を与えるという点である。

他方、反面、いじめの原因がセンシティブ情報(要配慮情報)に関連する場合には、市民社会において、そのような問題が生じていることを公表することは重要である。

したがって、公表に際しては、公表の意義、必要性を踏まえて、個人情報としての公表の範囲を考慮する必要がある。

資 料

資料目次

資料1	東京高裁平成11年8月23日判決 (中学生自殺事件作文開示請求訴訟)	28
資料2	特定人基準を採用した判例・答申例 名古屋高裁平成15年5月8日判決	28
資料3	特定人基準を採用した判例・答申例 内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申 (平成13年度答申第171号「国籍別難民認定申請書 受理・処理状況の不開示決定に関する件」)	29
資料4	特定人基準を採用した判例・答申例 三重県情報公開審査会答申(答申第399号)平成25年6月21日 . . .	29
資料5	特定人基準を採用した判例・答申例 大阪市情報公開審査会答申(答申第319号)平成24年7月23日 . . .	29
資料6	横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿	30

資料1 東京高裁平成11年8月23日判決（中学生自殺事件作文開示請求訴訟）

作文作成者自身の感想、意見等を内容とする部分は、作文作成者自身の学校教育のために利用、管理されるべきものであり、自殺した生徒の個人情報ということではできないが、自殺前の言動や自殺の原因となった事実に関する学校側の事実調査に対する各生徒の回答といった趣旨の部分も存在することが推認でき、その部分については、自殺した生徒の個人情報に該当するものと解し得る余地がある。

本件の作文が、公開、開示を予定して作成されたものではなく、これを公開することは、本件作文作成の趣旨や作文作成者の意図に反し、その開示が教師と生徒の信頼関係を損なうことは明らかであり、自殺した生徒の個人情報に該当するものも非開示とできる情報に該当する。（判例タイムズ1021号175頁）

資料2 特定人基準を採用した判例・答申例

名古屋高裁平成15年5月8日判決

行政機関の保有する情報の公開に関する法律が、開示請求の請求主体について何らの制約を設けていないため、当該個人の同僚、知人等も開示請求をする可能性があることからすれば、「他の情報」とは、一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解するのが相当である。

「患者略名」と「職業」は、一般に個人の特定に役立つ有力な情報であるうえ、特に職業はその種類によっては、対象者を相当範囲にまで限定する役割を果たすものであるから、これらの情報と、本件処分の段階で開示された情報や異議決定によって更に開示された各情報をあわせることにより、特定の個人に関する情報であることが可能になるものと認められるから、個人識別情報に該当する。

資料3 特定人基準を採用した判例・答申例

内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（平成13年度答申第171号「国籍別難民認定申請書受理・処理状況の不開示決定に関する件」）

申請者等少数国に係る本件情報を開示した場合には、申請者数が少なく、かつ、認定者数がごく少数に限られることになることから、在日関係機関等において、既に保有している情報と照合することにより、あるいは、難民認定申請があったことを知ったことを契機に新たな調査等を行うことにより得られる他の情報と照合することによって、当該国人が特定される可能性は、否定できないと言ふべきである。

したがって、難民に関する情報の特殊性に照らし、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより、難民認定の申請をし、又はその認定を受けた個人を識別することができることとなる情報に該当するものと認めるのが相当である。

資料4 特定人基準を採用した判例・答申例

三重県情報公開審査会答申（答申第399号）平成25年6月21日

いじめの重大事案に関し当該児童生徒の背後事情ともいえる付加的な情報が詳細に記載されている。一般人を基準にした場合は当該児童生徒を特定し得るとは認められないが、特別の情報を有する関係者を基準にした場合には結びつく。

資料5 特定人基準を採用した判例・答申例

大阪市情報公開審査会答申（答申第319号）平成24年7月23日

特段の配慮を要すべき情報の場合は、当該個人の識別性について慎重に検討する必要がある。当該個人の識別性を検討するに当たっては、照合の対象となる「他の情報」として、仮に当該個人が居住する地域の住民等であれば保有している情報又は通常入手可能であると考えられる情報も含まれる。

横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	所属等	氏名	任期 (2年間)
心理	大妻女子大学大学院非常勤講師	イシダ タエヨ 石田 多枝子	H29.6.15 ～H31.6.14
教育	横浜国立大学名誉教授・東京医療学 院大学教授	オカダ モリヒロ 岡田 守弘	H28.5.12 ～H30.5.11
★ 法律	横浜マリン法律事務所(弁護士)	カゲヤマ ヒデヒト 影山 秀人	H28.5.12 ～H30.5.11
法律	沢藤総合法律事務所(弁護士)	カンダ ユウヨ 神田 木綿子	H29.6.15 ～H31.6.14
福祉	神奈川県立保健福祉大学教授	コバヤシ マサシ 小林 正稔	H28.5.12 ～H30.5.11
★ 教育	大正大学非常勤講師 星槎大学非常勤講師	コンドウ ショウイチ 近藤 昭一	H29.6.15 ～H31.6.14
法律	田口法律事務所(弁護士)	タグチ サチコ 田口 幸子	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	児童精神科医(元横浜市立附属病院 児童精神科部長)	タケウチ ナオキ 竹内 直樹	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	横浜市中央児童相談所担当部長(医 務担当課長)	タサキ ミドリ 田崎 みどり	H28.5.12 ～H30.5.11
教育	星槎大学教授	ニシムラ テツオ 西村 哲雄	H28.5.12 ～H30.5.11
福祉	上智大学非常勤講師	ヨコイ ヨウコ 横井 葉子	H29.6.15 ～H31.6.14
心理	東海大学教授	ヨシカワ レイコ 芳川 玲子	H28.5.12 ～H30.5.11

臨時委員			
専門分野	所属等	氏名	任期
★ 法律	高橋良法律事務所(弁護士)	タカハシ リョウ 高橋 良	H29.7.20～ 審議終了まで
★ 法律	川島法律事務所(弁護士)	ナカムラ マユミ 中村 真由美	H29.7.20～ 審議終了まで